

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務
組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関
する条例

(昭和41年4月1日)
条例第20号

改正 昭和53年3月31日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第12項の規定に
基づき、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会の委員（以下「委
員」という。）の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、市長の面前において別記様式による宣誓書に署名
してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員の服務の宣誓について必要な事項は、
市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 別府市公平委員会設置条例（昭和26年別府市条例第36号）は、廃止する。

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護
することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべ
き責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを
固く誓います。

年 月 日

氏名 印

〔別杵速広二〇〕

四二〇